

○行方市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要項

(平成 24 年 6 月 26 日告示第 97 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、行方市建設工事等入札参加資格審査要項(平成 17 年行方市告示第 19 号)に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体(建設業者が、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する必要がある場合であって、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められるときに、工事ごとに結成する共同企業体をいう。以下同じ。)の結成基準その他の特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(結成基準)

第 2 条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる建設工事のうちそれぞれ当該各号に定めるもの(以下「対象工事」という。)について結成できるものとする。

(1) 土木工事

- ア 1 件の請負に付する金額(以下「請負額」という。)が 1 億円以上のもの
- イ 特殊技術を要するもの

(2) 建築工事

- ア 請負額が 3 億円以上のもの
- イ 特殊技術を要するもの

(3) 設備等の工事

- ア 請負額が 1 億円以上のもの
- イ 特殊技術を要するもの

2 特定建設工事共同企業体を結成することができる者は、次に掲げる要件を満たす建設業者でなければならない。

(1) 結成しようとする特定建設工事共同企業体の資格審査に係る建設業の種類に対応する許可業種(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による許可に係る建設業の種類をいう。)について建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 種類を同じくする建設工事の入札に参加しようとする他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

3 特定建設工事共同企業体の構成は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 3 者以内であること。

(2) 対象工事について下請代金の額(当該工事に係る下請契約が 2 以上あるときは、下請代金の総額)が 3,000 万円(建築一式工事にあつては 4,500 万円)以上となる下請契約を締結して施工しようとするときは、少なくとも 1 構成員が特定建設業の許可(建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。)を受けていること。

(3) 構成員の出資比率が、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率が最大であること。

(資格審査の実施時期等)

第3条 特定建設工事共同企業体の資格審査は、必要に応じその都度実施するものとする。

2 前項の資格審査の申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

(共同企業体協定書)

第4条 前条第2項の申請の際提出する共同企業体協定書は、特定建設工事共同企業体協定書(様式第1号)に準じて作成されなければならない。

(参加資格の有効期間)

第5条 特定建設工事共同企業体の参加資格の有効期間は、市長が別に定める。

(参加資格の継承等)

第6条 参加資格を認められた特定建設工事共同企業体の構成員(代表構成員を除く。)が市から指名停止措置を受けたときは、当該指名停止措置を受けた構成員以外の構成員は、当該特定建設工事共同企業体を解散して、当該指名停止措置を受けた構成員に代わる建設業者を加えた構成による特定建設工事共同企業体を新たに結成し、市長の認定を受けた上で解散前の特定建設工事共同企業体が有していた参加資格を継承することができる。

2 前項の新たに結成されることとなる特定建設工事共同企業体は、その結成に係る条件が解散前の特定建設工事共同企業体と同一でなければならない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により参加資格を継承しようとする特定建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体解散届(様式第2号)及び入札参加資格地位継承認定申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による提出は、当該建設工事に係る入札の執行日の5日前(当該建設工事が政府調達に関する協定の適用を受けるものである場合は10日前)までにしなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めのない事項又は特別な事情が発生した場合は、その都度建設工事等入札審査会で定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 行方市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含
む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3
か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

名称(商号)

住所

名称(商号)

住所

名称(商号)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行
うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代

金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事に係る請負契約の内容に変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名称(商号) パーセント

名称(商号) パーセント

名称(商号) パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事が竣工したときは、当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に当該利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が当該欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には当該利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認を得て、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかしかあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、各構成員が記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

住所

名称(商号)

代表者氏名

印

住所

名称(商号)

代表者氏名

印

住所

名称(商号)

代表者氏名

印

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

行方市長 様

特定建設工事共同企業体解散届

行方市発注に係る 工事(以下「建設工事」という。)に関し、
年 月 日に成立した 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」とい
う。)につき、年 月 日付けで解散するものとします。

なお、解散日以降、建設工事に係る当企業体の協定書は効力を失い、各構成員に対する
一切の権利義務はないものとします。

住所
代表構成員 名称(商号)
代表者氏名 印

住所
構成員 名称(商号)
代表者氏名 印

住所
構成員 名称(商号)
代表者氏名 印

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

行方市長 様

入札参加資格地位継承認定申請書

年 月 日に公告のあった行方市発注に係る 工事に
関し、年 月 日に 特定建設工事共同企業体を結成しましたが、
により 年 月 日付けで解散しました。

よって、新たに 特定建設工事共同企業体を結成し、本工事の入札参加資格の
地位の継承の認定を受けたく申請します。

住所
代表構成員 名称(商号)
代表者氏名 印

住所
構成員 名称(商号)
代表者氏名 印

住所
構成員 名称(商号)
代表者氏名 印